令和７年度　三良坂中学校生徒指導規程【細則】

１　登校・欠席・遅刻について

（１）登校の時刻は，８時２０分までに教室に着席し，時間を厳守する。

（２）欠席の場合は，８時１５分までに，保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

（３）遅刻の場合は，８時１５分までに，保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。

〇ＨＲ終了後に登校した場合（通院等も含む），必ず職員室に登校したことを告げる。

〇連絡がない場合，家庭へ電話連絡します。それでも，連絡がつかない場合は勤務先緊急連絡先へ連絡をします。

〇生徒の居場所が確認できない場合，家庭まで出向く場合もあります。

〇通院以外で遅刻が続く場合，反省文指導及び保護者を交えて対応を考えます。

２　通学について

（１）決められた通学路を通る。

（２）歩道がある箇所は歩道を通る。歩道のない箇所は道路右側の路側帯からはみ出さないように，周囲の人・車等に迷惑のかからないよう，安全に気をつけて登下校する。

（３）自転車通学の範囲

〇大字三良坂以外の地域全部

〇大字三良坂内では，小川・新開・黒田・和知

（４）自転車通学生は毎年「自転車通学届」（所定の用紙配布）を提出し，これに記載してある事項を必ず守る。

（５）登下校中の飲食などはしない。

（６）できるだけ生徒自身で通学すること。やむをえず車で送迎してもらう場合は，テニスコート横の駐車場を乗降場所とする。

３　頭髪について

〇家庭で寝ぐせ等を元に戻すため，水タイプの整髪料を使用してもよい。
ただし，香りつきのものは使用しない。

４　制服について

◎夏服Ａ【上】白のカッターシャツ，白の無地のポロシャツ
※いずれも袖は長短どちらでもよい。
【下】黒の標準型学生服のズボン

冬服Ａ【上・下】黒の標準型学生服の上下

◎夏服Ｂ【上】白のカッターシャツ，無地のポロシャツ（ワンポイントなし）
※いずれも袖は長短どちらでもよい。
※必要に応じてベスト（本校指定のもの）を着用してもよい。
【下】プリーツスカートもしくはスラックス（本校規定のもの）

冬服Ｂ【上・下】本校規定服の上下，リボン［三良坂衣料組合で購入できます。］

〇原則登下校では，制服を着用し，校内では体育以外は制服で授業を受ける。

〇夏服・冬服の移行期間は設定しない。夏服・冬服どちらかを正しく着用する。
ただし，行事等で統一する場合もある。

○制服の下には，白のカッターシャツ等を着る。
カッターシャツ等の下には，必ず，衛生面などを考えて，肌着を着用する。色は単色無地とし，シャツの上に目立たないような色を着用する。柄物は禁止する。
ただし，メーカーなどのワンポイントは小さいものであれば許可する。

○通学時に冬服の上に華美でない防寒着（部活動でのウインドブレーカー，もしくは黒または紺，単色・無地），マフラー・手袋（黒または紺）の着用を認める。また，厳寒時に制服の下にベスト，セーター，カーディガンを着る場合は，黒または紺で，単色・無地とし，制服の腰部，袖口から出ないように着用する。防寒着，マフラー，手袋の室内での着用は原則認めない。
（ただし気象状況等によっては着用を許可する場合がある。）

○名札は常に左胸につける。校内で上着を脱いで生活する場合は，シャツ，または，ベスト，セーター，カーディガンに名札を付け替える。

５　ソックスについて
◎　白色・黒色・紺色の単色・無地ソックス
（ただし，厳冬期のみベージュのストッキング，タイツは着用できます）
※スニーカーソックスは不可とし，くるぶし上部から３cm 以上のものとする。

６　通学靴について
本校規定のもの（青色のライン入り）
ただし，雨天や雪の場合，雨・雪用長靴を履いてきてもよい。

７　上履きについて
校舎内は本校指定の上履きを着用する。
また，体育館・講堂は本校指定の体育館シューズを着用する。
※校舎と体育館と区別すること。
（学年別で青色・緑色・赤色のライン入り）［三良坂履物組合で購入できます。］

８　通学かばんについて
（１）本校指定の通学用カバンとする。
（２）華美なキーホルダー等の装着は禁止する。

９　名札について
学校指定の名札を上着左胸につける。忘れた場合は，朝，担任にその旨を伝え，対応・指導する。

１０　体操服について
本校規定のもの（長短どちらのものも）
※　三良坂衣料組合で購入できます。体操服には名前を記名する。
※　違反に対しては，本校規定のものに着替えさせます。

１１　持ち物について

（1）制汗剤等について

①制汗剤等は必要であれば無香料のものが使用できる。

②制汗剤等とは，制汗剤またはこれに準ずる布等を含む。香り付きのものは持ち込み・使用禁止とする。

（2）携帯電話・スマートホン等，情報通信機器について

①携帯電話・スマートホン等，情報通信機器の学校への持ち込みは禁止する。

②携帯電話・スマートホン等，情報通信機器でのトラブル等は，保護者の責任とする。

（3）時計について

バスの便等確認などに時計の持参がどうしても必要な場合は，その旨を担任に話し，朝のＨＲ前に担任に預け，下校時に取りに来ることを可能とする。

※違反した場合，学校で預かり保護者に受け取りに来校してもらう。

（4）学習用タブレット端末について

①三次市から貸与される本校指定のものを使用する。使用規定は別途設定する。

②　①以外のタブレット端末等の学校への持ち込みは禁止する。

１２　祭りへの参加について

祭りへの参加はなるべく保護者同伴とし，金銭・物品の貸し借り・貸与等はしない。

１３　公共物をこわした場合

破損届を書き，保護者に連絡する。また，事情を聞き指導した後，原則弁償とする。

１４　触法行為が起こった場合

○保護者に来校してもらい，原則として関係機関（警察等）と連携する。

（連携することが義務づけられています。）

○必要に応じて反省文を書き，特別な指導を行う。

１５　指導を聞き入れない場合

○原則保護者に来校してもらい，保護者を交えて指導する。

○必要に応じて反省文を書き，特別な指導をする。

１６　部活動における取り決め事項

（1）所属について

部活動は全生徒が必ず所属するものとする。

（2）入部について

①２，３年生は毎年４月に入部届を提出する。

②１年生は，仮入部の期間を設け，正式入部の時期は別途指定する。

（3）転部について

①原則として，１年間は入部届を提出した部活動で活動する。

②事情がある場合は，本人の思いをよく聞き，校長判断で転部を認める。

（４）部活動の服装

本校指定の体操服または部で決定した練習着とする。

ただし，土曜日・日曜日（またはＧＷ・長期休業中）の活動に関しては，部で決定した服装で登校し，活動しても良い。

（５）部活動時間（通年）について

〇ＨＲ終了後から１６時４５分までとし，下校時間を必ず守る。

（完全下校１７時００分）

（６）部活動延長

運動部は中体連主催の試合，文化部は行事やコンクールに限り，試合や行事等の１週間前から部活動を延長することができる。

〇最長１７時００分まで（完全下校１７時１５分）

（７）休養日

〇週１回原則として毎週木曜日は部活動休養日とする。

※変更する場合がある。

（８）部活動停止

〇定期試験の１週間前から部活停止とする。ただし，（５）に係るものについては，通常の部活動の時間内での活動を認める。

〇下校時間やその他学校の規定等を守れない場合は，部活動を停止することがある。

（９）土日祝日の部活動時間

〇午前の活動は９時から１３時までとし，午後の活動は１３時から１６時までを基本とする。

〇長期休業中の活動日時については，別途提示する。

（１０）部活動の飲料水について

〇部活動の飲料水は，水，お茶または部活顧問の指示に従い，夏休みに限り，スポーツドリンクも可能とする。

〇通常の授業日においては，従来どおりお水・茶とする。生徒はスポーツドリンクを持参できない。ただし，部活動顧問が健康上必要と認めた場合は，スポーツドリンクを用意し飲料水とすることができる。

１７　その他（感染症等の対策）

（１）感染症対策として臨時措置をとる場合がある。

（例）※　マスクの着用

※　更衣場所等の指定や変更